

新県立中央図書館整備事業設計業務委託に係わる公募型プロポーザル 【質問・回答書】

令和3年10月20日

質問書（様式1）によりいただいた質問に対し、令和3年10月11日受付分までを回答します。
 なお、その他の回答は令和3年10月29日までに掲載します。

| 番号 | 資料名称 | ページ | 項目番号 | 質問内容 | 回答 |
|----|------|-----|-------------|---|---|
| 1 | 実施要領 | 2～3 | 3 | 実績について、～の新築の基本又は実施設計業務を完了した実績を有することとあるが、既存の公民館に増築する形で新築の図書館の設計を行った場合、その業務は実績として認められるか。 業務名は図書館機能等整備工事設計業務、建築基準法上は増築での取り扱いになりますが、実質設計業務を行う図書館は新築工事になります | 実施要領3(6)配置予定技術者における「新築」の規定は、棟別増築、同一棟増築を含むものとします。 |
| 2 | 実施要領 | 3 | 3(6)イ(i)(c) | 専門職大学の校舎において、一部に図書館が含まれている複合用途建築物は、要件を満たすと考えてよろしいでしょうか。 | 学校教育法第83条の2第1項の規定に基づく専門職大学は同法第1条に規定する大学に該当するため、3(6)イ(i)(c)の要件を満たすと解します。 |
| 3 | 実施要領 | 8 | 6(2)ア | 外観パースは複数カット掲載してもよろしいでしょうか。 | 可能です。 |
| 4 | 実施要領 | 5 | 3(8) | 本業務に協力会社として参画する場合、将来的に発注される可能性がある運營業務やその他本件に関する業務委託等への参画の妨げにはならないでしょうか。 | 3(8)に定める協力会社の規定は、3(6)ウ～カに規定する配置予定技術者が所属する協力会社のみ適用され、その他は適用しません。 なお、3(9)イの規定は「建物本体の建設工事」の受注資格の喪失を定めており、その他の業務は該当しません。 |